

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から44年3月まで

私は、大学卒業後の昭和43年ごろから実家の工場で働いたが、当時、私が20歳になったので、母が、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと思う。

家業の業績が思わしくなく、保険料を滞納した時期もあったが、母は、常々年金は大切だと言っていたことを覚えており、申立期間の保険料も納付してくれていたと思う。

その後、昭和50年4月の結婚前に、私がA市役所で未納の保険料がないかを調べてもらったが、保険料は全部納付済みと職員から聞かされたので、未納期間は無いはずである。

申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、任意加入期間、第3号被保険者期間を含めて未納は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたその母も、申立期間当時の保険料は納付済みであり、後の申請免除期間の保険料も追納しているなど、保険料の納付意識が比較的高かったものと考えられる。

また、申立期間は5か月間と短期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年3月ごろに払い出されており、20歳のころに母が国民年金に加入してくれたとする申立人の陳述と符合する上、申立人の加入手続が行われた44年3月の時点において、母が、申立期間の保険料を現年度納付することは可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は昭和44年に国民年金に加入し、第3号被保険者に適用される直前の61年3月まで欠かさず保険料を納付してきた。申立期間①についても、記憶は必ずしも定かではないが、役所から送られてきた納付書によって、集金人に、又は役所及び銀行等で納付していたはずである。ただし、当時はA市からB市に転居した時期であったため、申立期間①の保険料を両市のどちらで納付したのかは覚えていない。しかし、もし未納であれば、その旨の通知又は督促状が役所から送られてくるはずであるが、それらを受け取った記憶は無いので、未納であったとは考え難い。

また、昭和51年7月以降は付加保険料も継続して納付していたが、申立期間②の3か月だけ定額保険料のみの納付という記録にされているのも理解できない。

以上、二つの期間について調査及び記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月の国民年金加入後、申立期間①及び②を含めて保険料をいずれの月についても欠かさず納付しており、②については付加保険料も併せて納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、申立期間①を挟んで、昭和44年12月から第3号被保険者に適用される直前の61年3月までの延べ190か月にわたって保険料が納付済みである上、そのうち大部分の期間については現年度納付されていることが社会保険庁の記録から確認できるとともに、これらの

期間がすべて任意加入期間であることが同様に確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①後の昭和 50 年 7 月からの 1 年分の保険料は過年度納付であることが特殊台帳の記録から確認できるとともに、申立期間①については催告を受けていることが同様に確認できる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑^{かんが}みると、当該催告を看過するとは考え難く、申立期間①については、過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

次に、申立期間②について申立人の納付記録をみると、当該期間に係る定額保険料 1 万 7,490 円を昭和 59 年 5 月 24 日に過年度納付していることが C 市の被保険者名簿から確認できる。この点については、制度上、付加保険料の納付は定額保険料の納付を前提とし、かつ納付期限内（この場合、昭和 59 年 4 月末日まで。）においてのみ可能であることから、現年度納付がなされず過年度納付となった申立期間②については、定額保険料のみを納付したと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年4月に区役所から国民年金加入の案内があったので、夫が区役所に出向き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

以後は、自宅に来る集金人に、夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、申立期間は、夫が納付済みなのに、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫が集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年7月に申立人の夫と連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることなどから、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思があったことをうかがわせる上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする夫は、申立期間は納付済みである。

また、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間後、厚生年金保険に加入する直前の昭和50年4月まで任意加入期間を含め保険料を完納しており、申立人の夫についても、36年4月から、厚生年金保険に加入する直前の49年5月まで保険料を完納していることから、夫の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間当時のA市における国民年金保険料の徴収方法は、手帳検認方式であることから、申立人及びその夫に国民年金手帳が交付されているにもかかわらず、納付意識の高い夫が自身の保険料のみを集金人に納付するのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年5月から同年7月までの期間及び同年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から同年7月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和52年10月から60年9月まで

申立期間①及び②について、私が会社を退職後、母がA市役所又は近くの同市出張所において、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

申立期間③について、昭和52年10月に結婚しB市C区へ転居した当時、私は保険料を納付していなかったと思うが、母に納付しておきなさいと厳しく言われたので、元夫の母にお金をもらい過去の未納期間の保険料をさかのぼって納付した。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年8月ごろにA市において加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間①及び②の保険料は、納付が可能な現年度保険料である。

また、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親の納付記録をみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳期間満了となる57年5月まで保険料の未納が無く、申立期間①及び②は納付済期間である上、それぞれ3か月及び6か月と短期間であることなどを踏まえると、申立人の母

親が、申立期間①及び②の保険料を現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間③について、申立人の戸籍の附票を見ると、申立人が結婚した昭和 52 年 10 月に B 市 D 区へ転居後、53 年 4 月に同市 C 区へ転居していることが確認できるが、申立人は、結婚後すぐに A 市から B 市 C 区に新居を構えたと陳述しており、戸籍の附票に記載された内容と符合しない。

また、申立人に係る A 市の被保険者名簿を見ると、昭和 58 年 6 月に B 市 D 区に転出した旨の記載が確認でき、社会保険庁の特殊台帳の記録と一致しているほか、同特殊台帳には同年 5 月に不在被保険者となったことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の住所欄を見ると、結婚前である A 市の住所のみが記載され、転居後の住所の記載が無いことから、申立人は申立期間③中において、年金関係の住所変更手続を行わなかった可能性も否定できない。

さらに、申立人の所持する領収証書を見ると、昭和 63 年 1 月 23 日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった申立期間③直後の 60 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人が申立人の母親に言われて、申立人の元夫の母親にお金をもらい過去の未納期間をさかのぼって納付したとする保険料は、当該期間の保険料であったものとみるのが自然である。したがって、申立期間③の保険料は、当時、時効により納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月から同年 7 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から41年9月まで

私は、会社を退職して父の自営業を手伝っていた申立期間当時、ほとんど給料も小遣いももらっていなかったが、厚生年金保険を任意継続中の父が区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれていたはずであり、母も当時国民年金に任意加入して保険料を完納しているので、父が私の保険料のみを納付しない理由が無い。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親の自営業を手伝っていた申立期間当時、父親が申立人に係る国民年金の加入手続を行ってくれていたはずであり、当時、国民年金に任意加入していた申立人の母親が保険料を完納していることから、父親が申立人の保険料のみを納付しない理由が無いと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立期間中の昭和41年6月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間の保険料は、時効にかからず納付が可能であった過年度保険料及び現年度保険料である。

また、申立人及びその母親の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親についてみると、昭和37年9月に会社を退職後、42年4月まで厚生年金保険の任意継続被保険者として厚生年金保険料を納付しており、年金制度に対する関心の高さをうかがわせるとともに、申立人の母親についても、38年6月に国民年金に任意加入して以降、60歳期間満了となる55年9月まで保険料を完納し、申立期間は保険料を納付済みである。

さらに、申立期間は15か月と比較的短期間であることなどを踏まえると、申立人の父親が、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの保険料を過年度納付し、同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年3月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で過去2年分の未納保険料の納付書を受け取り金融機関で納付した。納付金額は、今となってはよく覚えていないが、15万円程度の大金であったと記憶している。

私が加入当時にまとめて納付したはずの保険料の納付記録が無く、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際、窓口で過去2年分の未納保険料の納付書を受け取り、15万円程度の保険料を金融機関で納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和59年9月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち、57年6月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

一方、申立人の加入手続が行われたとみられる昭和59年9月時点において、申立期間のうち、時効にかからず納付が可能であった57年7月から59年3月までの過年度保険料及び当時未納であったとみられる申立期間直後の同年4月から同年9月までの現年度保険料の2年3か月の保険料について、その合計額を試算すると、15万4,260円となり、申立人が加入当時に金融機関でまとめて納付したとする金額とおおむね一致している。

また、A市では、当時、区役所窓口において過年度保険料の納付書を発行す

る取扱いが行われていたことが確認されているなど、申立内容に特段不合理な点がうかがえない上、申立人は、申立期間後から現在まで保険料をすべて納付し、厚生年金保険との切替手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和50年12月ごろ、区役所から通知があり、姉が私と姉の国民年金の加入手続を行い、姉から過去の未納保険料をすべて納付できると聞いたので、私は郵便局と銀行で私の分として約15万円を引き出し、姉は銀行で姉と弟の分として約25万円を引き出した後、二人で区役所へ行き、それぞれの未納期間の保険料をさかのぼってすべて納付したはずである。

しかし、社会保険庁の記録では、姉だけ昭和36年4月から保険料を完納したことになっており、私と弟に未納期間があるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろ、申立人の姉が、申立人及びその姉の国民年金の加入手続を行い、その後、二人で区役所へ行き、過去の未納期間の保険料をさかのぼってすべて納付したと申し立てしているところ、申立人及びその姉の国民年金手帳記号番号は、同年12月に連番で払い出されている上、当時は、第2回目の特例納付が実施されていた時期であり、区役所窓口において特例納付の保険料を収納する取扱いが行われていたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はうかがえない。

また、申立人に係る社会保険庁の特殊台帳を見ると、昭和50年12月に、申立期間直後の40年4月から47年12月までの保険料を特例納付するとともに、48年1月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点で未納であったとみられる同年4月から同年12月までの現年度保険料を含めて、それぞれの納付金額を合算すると11万円強となるが、これに申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額を加えると、申立人が過去の未納保険料を納付するために引き出したとする金額とおおむね一致する。

さらに、申立人と一緒に区役所へ行き、過去の未納保険料を納付したとする申立人の姉は、申立期間の保険料を含めて特例納付しており、昭和36年4月から60歳期間満了まで国民年金保険料を完納している上、申立人も、申立期間後60歳期間満了まで国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

昭和50年12月ごろ、姉二人が区役所へ行き、姉二人と私の過去の未納保険料を納付したのを覚えている。私の保険料額は分からないが、上の姉は、銀行で約25万円を引き出し、上の姉自身と私の未納期間の保険料をそれぞれさかのぼってすべて納付したと聞いており、一緒に区役所へ行った下の姉も、銀行と郵便局で約15万円を引き出し、自身の未納期間の保険料をさかのぼってすべて納付したと聞いている。

しかし、社会保険庁の記録では、上の姉だけ昭和36年4月から保険料を完納したことになっており、私と下の姉に未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月ごろ、申立人の上の姉が、自身及び申立人に係る過去の未納期間の保険料をさかのぼってすべて納付してくれたと聞いていると申し立てているところ、当時は、第2回目の特例納付が実施されていた時期であり、区役所窓口において特例納付の保険料を収納する取扱いが行われていたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点はうかがえない。

また、申立人の未納保険料を一緒に納付したとする申立人の上の姉について社会保険庁の特殊台帳を見ると、昭和50年12月に、36年4月から47年12月までの保険料を特例納付し、申立期間は納付済みである上、48年1月から50年3月までの過年度保険料及びその時点で未納であったとみられる同年4月から同年12月までの現年度保険料を納付している。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立人の上の姉が特例納付等を行った同じ日に、申立期間後における未納期間である昭和47年4月から同年12

月までの保険料を特例納付し、48年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、これらの保険料及び同時に納付したとみられる上の姉に係る上記保険料の納付金額をすべて合算しても17万円弱であるが、これに申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額を加えると、上の姉が、自身及び申立人の過去の未納保険料を納付するために引き出したとする金額とおおむね一致する。

加えて、申立人の上の姉は、昭和36年4月から60歳期間満了まで国民年金保険料を完納し、申立人も、申立期間後60歳期間満了まで国民年金保険料をすべて納付していることなどを踏まえると、上の姉が申立期間の保険料を特例納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年6月まで
国民年金の加入については、既に参加していた母に勧められ、母が、昭和45年12月ごろ、区役所に出向き手続きしてくれたはずである。
結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を常に一緒に区役所で納付していたはずなので、申立期間の保険料について、私の分のみ未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付記録をみると、結婚した昭和50年5月以降については、申立期間を除きすべて現年度納付しており、保険料納付を担っていたとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は夫婦共に現年度納付している。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
会社を退職した後は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があると考え、ずっと保険料を納めてきたはずである。
申立期間の保険料についても、納付書により郵便局で納めていたはずである。
一緒に納付していた夫は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年1月13日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間を除きすべて納付済みとなっており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間のうち、昭和59年4月から60年2月までについては、一緒に夫婦二人分を納付していたとする夫の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間当時の居住地であるA市及びB市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和60年3月1日に強制加入から任意加入への切替手続が適切に行われていることが確認できることから、任意加入手続を行いながら、手続当初に当たる申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

このほか、B市の被保険者名簿において、申立期間直後の昭和61年4月から平成2年3月までについては、本来、第3号被保険者期間であるにもかかわらず、保険料納付済みと記録されているなど記録管理に過誤がみられ、申立期間の納付記録についても何らかの事務的過誤があった可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から同年12月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和46年4月13日に、姉の家に国民年金保険料の集金に来ていた市の職員と姉から勧められ、国民年金に加入した。

申立期間①の保険料は、3か月ごとに集金に来ていた市の職員に昭和46年1月から同年3月までの保険料を同年4月13日に、同年4月から同年6月までの保険料を同年6月29日に、同年7月から同年9月までの保険料を同年9月29日に、同年10月から同年12月までの保険料を47年1月13日に、それぞれ姉が私たち夫婦二人分の保険料と一緒に納付してくれたと思う。

申立期間②の保険料は、昭和50年2月ごろ、私がA区役所の年金課の窓口で3,300円を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得いかない。

3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、昭和50年2月ごろ、自身でA区役所で納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人所持の国民年金手帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月18日にB区役所で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、特殊台帳を見ると、申立期間②直前の昭和49年4月から同年12月までの期間及び直後の50年4月から56年6月までの期間の国民年金保険料は現年度納付されている上、申立期間②についての未納催告^{じせき}の事蹟も確認で

きない。

これらのことから、納付の意思をもって国民年金の加入手続を行い、現年度納付を続けていた申立人が、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和46年4月13日に、姉や市職員に勧められ国民年金に加入し、国民年金保険料については、3か月ごとに集金に来ていた市職員に姉と夫婦二人分の分と一緒に姉が納付したと申し立てている。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月18日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は、制度上納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間①直後の昭和47年1月から49年3月までの保険料が同年12月に過年度納付されていることが確認できることからみて、国民年金加入時点において、納付可能な時点にまでさかのぼって納付したものの、それ以前の期間については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金加入手続及び申立期間①の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人から申立期間①の保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月15日から33年9月3日まで
② 昭和36年3月1日から39年5月10日まで

社会保険庁の記録によれば、A社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間の一部が、脱退手当金支給済みとされている。

当時から、将来必ず年金を受給しようと思っていたので、途中で厚生年金保険の脱退手当金の請求手続をするようなことは考えられず、そもそもB社の一部だけを残して請求手続をするはずがない。

脱退手当金を請求したことも、受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所であるB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年1か月後の昭和40年6月2日に支給決定されたこととなっているとともに、同社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計7ページ(140人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失している女性11人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め3人しか認められない上、うち6か月以内に支給決定されているのは1人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したことは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、B社の被保険者期間のうち、昭和33年9月5日から35年6月1日までについては、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間も含めて同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在する

ことは事務処理上も不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 13 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 13 日まで A 社で勤務していたが、自宅に送られてきた「ねんきん特別便」によれば、同社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求したことも受給した覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 49 年 10 月に再交付を受けた厚生年金保険被保険者証を保管しているところ、同被保険者証には脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時、社会保険庁の通知に基づき、厚生年金保険被保険者証を再交付する場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすることとされていたが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所において上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の脱退手当金は昭和 40 年 12 月 4 日に支給決定されているが、申立人は当該支給決定の約 6 か月後の 41 年 6 月 10 日に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号をみると、申立期間後に勤務した B 社に入社した際、新たに記号番号が払い出されたが、厚生年金保険被保険者証の再交付を受けた直後の昭和 49 年 11 月に、申立期間と同一の記号番号に重複取消されていることを踏まえると、当時申立人が申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことが推認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 17 日から 43 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 30 日から 45 年 2 月 28 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 16 日から 48 年 7 月 1 日まで

A社、B社及びC社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の最終事業所であるC社を退職後、すぐに求職活動を行っていたとしている上、脱退手当金が支給決定された昭和 48 年 9 月 20 日の約 1 か月後にD社に就職し厚生年金保険に加入していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計 21 ページ (69 人) に記載されている女性のうち、申立人と同一時期 (おおむね 3 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した 28 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 3 人のみである上、同社では、「脱退手当金の請求は、本人が行う必要がある旨退職者に対し個別に説明していた。従業員に代わって社会保険事務所に脱退手当金の請求手続は行っていない。」旨回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成6年9月及び同年10月については19万円、7年2月から8年3月までについては20万円、同年4月から同年9月までについては22万円、同年10月から9年3月までについては20万円、同年4月から同年9月までについては22万円、10年3月及び同年4月については26万円、同年5月から同年10月までについては28万円及び同年11月から12年11月までについては30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る平成6年9月、同年10月、7年2月から9年9月までの期間及び10年3月から12年11月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から12年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社に係る被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与と異なっていることが分かった。同社での給与支払明細書は、すべて残っており、その給与支払明細書を見ると、総支給額から求められる標準報酬月額とは異なる標準報酬月額で保険料が控除されているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確

認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成6年9月及び同年10月については19万円、7年2月から8年3月までについては20万円、同年4月から同年9月までについては22万円、同年10月から9年3月までについては20万円、同年4月から同年9月までについては22万円、10年3月及び同年4月については26万円、同年5月から同年10月までの期間については28万円及び同年11月から12年11月までの期間については30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、平成6年9月、同年10月、7年2月から9年9月までの期間及び10年3月から12年11月までの期間について、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年8月から6年8月までの期間、同年11月から7年1月までの期間及び9年10月から10年2月までの期間については、当該期間の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致又は低いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年8月から6年8月までの期間、同年11月から7年1月までの期間及び9年10月から10年2月までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での資格喪失日が昭和61年6月30日であるとの回答があった。同社には、同年6月末日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が、同社に昭和61年6月30日まで勤務していたことが認められる。

また、A社の人事総務担当者は、「申立期間に係る賃金台帳等は保存していないが、当社では、月末付けで退職した者については、法令どおり翌月1日を資格喪失日としている。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年5月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和37年8月1日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、義父が事業主であったA社に正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の陳述から判断して、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人には資格喪失日の記載が無く、同名簿において最後に資格を喪失した被保険者の資格喪失日は昭和37年5月30日であることが確認できる。

また、当該被保険者名簿に資格喪失日の記載が無い被保険者（申立人を含め22人。）について、名簿を引き継いで作成された社会保険事務所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の資格喪失日は昭和36年10月1日と記録されているのに対し、申立人以外の者の資格喪失日は37年6月26日以後の日付であることが確認できる。

このことから、社会保険事務所におけるA社についての被保険者名簿から被保険者原票への切替えは、昭和37年6月以後に完了したものと推認されるところ、C社会保険事務局では、「被保険者原票は、被保険者名簿に資格喪失日の記載が無い等被保険者記録を保存する必要がある者について作成するもの

であり、当事務局管内の社会保険事務所では、昭和 35 年から 37 年にかけて、被保険者名簿から被保険者原票への切替えを行っている。A 社についての当該切替えが同年 6 月以後に完了しているのであれば、申立人の被保険者原票に記載されている資格喪失日（昭和 36 年 10 月 1 日）は誤記の可能性がある。」としている。

さらに、社会保険事務所の記録から、A 社は昭和 37 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなり、同日付けで A 社 B 工場が新規適用事業所となっていることが確認できることから、同社 B 工場で新規適用日に被保険者資格を取得している 13 人（申立人を含む。）のうち、申立人以外の 12 人については、同日付けで A 社での被保険者資格を喪失しており、厚生年金保険の加入期間に空白期間は生じていない。

このことについて、A 社の当時の取締役及び経理担当者は、「申立期間当時、申立人の勤務状況に変化は無く、A 社 B 工場の新規適用日に被保険者資格を取得させた者のうち、申立人のみを A 社が適用事業所では無くなった日前に資格を喪失させることは考えられない。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格喪失日を昭和 36 年 10 月 1 日とする合理的理由は見当たらず、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が不適切であったと認められることから、申立人に係る当該資格喪失の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A 社が厚生年金保険の適用事業所では無くなった 37 年 8 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 36 年 9 月の社会保険事務所の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月16日から42年3月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和41年8月16日からA社で勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書、上司及び同僚の証言から、申立人は、申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与支払明細書において確認できる保険料控除額から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が昭和48年2月21日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているため不明であるものの、社会保険事務所の記録におけるA社での資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ42年3月10日であり、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年8月から42年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和35年8月から平成7年5月まで同社に継続して勤務していたので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社B工場から同社C工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和24年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和22年4月21日から同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和24年5月1日にA社C工場から同社B工場に出張。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和24年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年7月2日から35年4月5日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和30年7月2日）及び資格取得日（昭和35年4月5日）を取り消し、30年7月から31年7月までの標準報酬月額が6,000円、同年8月から35年3月までの標準報酬月額は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年7月2日から35年4月5日まで
② 昭和37年6月15日から38年4月1日まで

私は、昭和28年10月9日にA社に入社し、途中、組織変更により会社名がB社に変更となったが39年11月30日まで継続して勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和28年10月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年7月2日に資格を喪失後、35年4月5日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人は、申立期間①もA社を退職することなく勤務していた。」旨陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の経理担当者は、「申立人は、申立期間①において、引き続き勤務しており、長期休業及び一旦退職し再雇用されるようなことはなく、

業務内容及び職種にも変化は無かった。申立人を約5年間もの長期にわたって資格を喪失させたとは考え難いので、前後の期間と同様に保険料を控除していたと考えられる。」旨陳述しているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人と同質の業務に従事していた同僚は、いずれも厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じていないことなどから判断すると、同社が申立期間①において申立人の保険料控除を継続させなかった特段の事情等は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和30年7月から31年7月までの標準報酬月額については、申立人のA社における30年6月の社会保険事務所の記録から6,000円とし、31年8月から35年3月までの標準報酬月額については、申立人と同時期に勤務し、同質の業務に従事していた同僚における31年8月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和37年6月15日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、当時の事業主も既に死亡しており確認できないため不明であるものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年7月から35年3月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②についても、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に勤務していたことが認められるものの、社会保険庁の記録によると、同社は昭和37年6月15日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、また、同社が商号変更したB社が厚生年金保険の適用事業所となった日は38年4月1日であることが確認できることから、申立期間②はA社及びB社の両社が厚生年金保険の適用事業所では無かった期間に当たる。

さらに、A社の当時の経理担当者は、「A社からB社に変わる時に社会保険が途切れたことを記憶している上、申立期間②について給与から保険料を控除することは無かった。」と陳述している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間②において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和41年12月21日であると認められることから、同社における資格取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月21日から42年12月21日まで

私は、A社が個人事業所であった昭和34年ごろから、同事業所に勤務していた。

昭和41年12月21日からA社で厚生年金保険に加入したはずであるが、社会保険庁の記録では42年12月21日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は当初、昭和42年2月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、同年6月26日付けの取得日訂正の届出処理により、申立人の資格取得日を横線で抹消の上、月日のみが12月21日に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録をみると、申立人の資格取得日は昭和42年12月21日とされており、同日は上記訂正処理日である同年6月26日より後の日付であることから、申立人の資格取得日は不合理な記録となっている。なお、申立人と同様に同年6月26日付けで資格取得日が訂正されている3人の同僚は、上記訂正処理日より前にさかのぼって資格取得日が訂正されており、記録に不自然な点も見当たらない。

また、A社の当時の事業主からは、「申立人については、何らかの手違いにより、当初、昭和42年2月1日として、資格取得手続を行っていた。経緯等は不明であるが、本来、申立人は41年12月21日に取得すべきことが判明し、取得日を同日に訂正する届出を行ったと思う。」旨陳述が得られたほか、管轄

の社会保険事務所も、「当該訂正処理後の記録は不自然であり、何らかの事務的過誤があったと考えられる。」旨回答していることなどから、本来、申立人の資格取得日は昭和 41 年 12 月 21 日として記録されるべきところ、42 年 12 月 21 日として誤って記録されたものとするのが相当である。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人の資格取得日を昭和 42 年 12 月 21 日とする申立人の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日を 41 年 12 月 21 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における訂正前の昭和 42 年 2 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月12日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月12日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和31年12月19日から、申立期間も含めて継続してA社に勤務していたのは間違いなく、同社D工場から同社C工場に応援に出向していた際の1か月の厚生年金保険の記録が欠落しているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在職証明書によると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間においてA社D工場からE県所在の同社C工場に派遣されていたと申し立てしているところ、申立人と同様に同社C工場に異動した1名の同僚からは、「申立人とは同日付けでA社C工場に異動したが、自身は同社C工場で資格を取得しているのに、申立人に記録が無いのであれば、事務担当者のミス以外は考えられない。」旨陳述が得られた。

また、事業主からは、「申立期間については、A社C工場の資格の取得及び喪失の手續に事務的過誤が生じていたため、加入記録が欠落したものと考えられるが、申立人は継続して勤務していたので、申立期間の保険料も控除していたはずである。」旨陳述も得られた。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D工場における昭和47年6月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していない旨を回答している上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月11日から同年4月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和36年9月4日から平成8年3月31日までのうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。同社には途切れることなく在職していたので、申立期間が空白期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍期間証明書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和38年4月1日にA社C事業所から同社D支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C支店。）における資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、D社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社からグループ会社のA社に出向した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の人事記録及びB社が保管する健康保険加入記録等から判断すると、申立人が申立期間もD社に継続して勤務し（昭和37年3月1日にD社E支店からA社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には昭和47年4月から現在に至るまで継続して勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の陳述及びB社の現在の総務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和47年11月1日にA社C支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年9月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納

入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社から子会社であるB社に移籍した時期の加入記録が無い旨の回答を受けた。両社に切れ目無く勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立期間当時の取締役及び申立人と一緒にA社からB社へ移籍したとする複数の同僚の陳述並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてB社に継続して勤務し(昭和49年9月21日にA社からB社へ異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年12月1日であり、上記取締役が、「申立期間当時は、A社のC部門の従業員だけが異動したので、B社には経理担当者がおらず、給与の支払い及び社会保険事務所への届出等は、A社の経理担当者が行っていた。」と陳述していることから、B社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和42年4月1日から、申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和45年10月1日にA社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和45年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険

料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和26年4月1日に入社し、59年9月20日に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和32年4月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和32年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月8日から同年11月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社B支店から同社C支店に異動した時期であり、当該期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年11月8日にA社B支店から同社C支店へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和39年10月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべ

き保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月21日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社からB社（現在は、C社。）へ異動した時期である申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、昭和34年8月11日にA社に入社して以来、会社は合併及び分社等の再編を繰り返したが、平成9年1月15日に退職するまで同一グループ会社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社（現在は、C社。）の退職金計算明細書の勤続年数及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和41年6月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年9月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月18日から同年10月1日まで

私は、平成12年9月18日から同年12月1日までの3か月間についてA社に勤務していたのに、同年9月18日から同年10月1日までの期間に係る1か月が厚生年金保険被保険者とされていないのは納得できない。源泉徴収票及び給与明細を提出するので、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

出勤簿及び給与明細表の記録により、申立人がA社に平成12年9月18日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成12年10月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について平成12年9月18日として届け出るべきところを同年10月1日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和53年3月16日から56年1月末までA社に勤務し、B業務に従事していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和56年1月31日となっており、同年1月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

給与明細書により昭和56年1月分の厚生年金保険料が控除されていたことがわかるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び事業主の証言から、申立人は、A社に昭和56年1月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和56年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和52年4月1日にA社に入社し、同社及び同社のグループ会社に現在まで継続して勤務している。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和58年10月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、申立人提出の給与支払明細書及び事業主の証言から、申立人は、申立期間を含めてA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(昭和58年11月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続誤りにより申立人の資格喪失日を昭和58年10月31日と届け出たとしている上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの同年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和56年2月2日にA社に入社し、58年11月1日に同社のグループ会社のB社に異動し、59年4月21日まで同社に勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和58年10月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和58年11月1日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年10月1日の定時決定時の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続誤りにより申立人の資格喪失日を昭和58年10月31日と届け出たとしている上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、社会保険庁の記録どおりの同年10月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月1日から21年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社。)C支店における資格取得日に係る記録を20年7月1日に訂正し、同年7月から21年3月までの標準報酬月額を40円とし、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年7月から21年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年7月1日までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日(昭和22年4月1日)及び資格取得日(昭和22年7月1日)を取消し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を150円とし、同年6月の標準報酬月額を500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年4月から同年6月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月21日から21年8月1日まで
② 昭和22年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入期間が無い旨の回答をもらった。昭和20年6月から、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の社員名簿の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所に保管されているA社C支店に係る厚生年金保険被保

険者名簿により、同支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 20 年 7 月 1 日より以前から同社 C 支店に勤務していたとする複数の同僚は、当該新規適用時に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社は、「通常、社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険に加入していれば、当然、保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 20 年 7 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和 20 年 7 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までに係る標準報酬月額については、申立人と同じ職種であった同僚の A 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、20 年 7 月から 21 年 3 月までを 40 円とし、同年 4 月から同年 7 月までを 60 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事業は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までについては、A 社 C 支店は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該期間に係る厚生年金保険の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 20 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A 社 C 支店において、昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 7 月 1 日に同社 C 支店において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A 社の社員名簿の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が同社 C 支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、B 社は、「申立人は転勤及び退職はしておらず、継続して勤務しており、厚生年金保険料は控除していた。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間②において、休職又は一時退職したこと及び雇用上の身分が変わったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和22年3月の社会保険事務所の記録から、同年4月及び同年5月は150円とし、同社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている訂正前の申立人の同年6月の記録から、同年6月は500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和22年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年7月の標準報酬月額を30万円、5年9月の標準報酬月額を32万円、7年9月の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から5年10月1日まで
② 平成6年9月1日から同年10月1日まで
③ 平成7年9月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間における給与明細書総支給額と標準報酬月額が一致しないので納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成4年7月については30万円、5年9月については32万円とすることが妥当である。

また、申立期間③に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、上記を除く期間及び申立期間②については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致していることが確認でき、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の

手続を行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を

行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を

行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を

行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を

行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を

行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社からB社に転籍した時期である。両社はともにC社（現在は、D社。）の関連企業であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書、人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に、C社の関連企業であるA社から、新たに設立されたB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険の新規適用日は、平成4年11月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、B社の新規適用時に被保険者資格を取得している13人の従業員は、申立人を含めて全員が、転籍元の事業所であるA社で同年10月1日に資格を喪失している。

この間の事情について、D社は、「通常は、関連企業を設立し従業員を転籍させる場合、厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続については、それまで勤務していた事業所では、転籍先の新規適用まで被保険者資格を喪失させず、転籍先の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を

行っていたところ、B社の設立時においては、事務的過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格の喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年9月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入していたE厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が平成4年10月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から61年6月3日まで

私は、中学校卒業後の昭和33年3月11日から平成7年10月21日まで継続してA社に勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の昭和60年11月1日から61年6月3日までについて未加入となっている。

昭和60年11月ごろ、社長が変わり、健康保険証の切り替えがあったことは覚えているが、厚生年金保険をやめるといような話は全く聞いておらず、また、申立期間も引き続き給料から厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険には当然加入しているものと思っていた。

申立期間の給与明細書もあり、厚生年金保険料が控除されていたことは明らかなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び給与明細書から、申立人は申立期間に、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和60年11月1日付けで厚生年金保険の適用事業所では無くなった後、61年6月3日付けで再度、適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所とはなっていない。

また、申立期間当時、厚生年金保険法第6条第1項においては、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、常時5人以上の従業員を使用する事業所とされていたが、同僚1人と申立人の妻は、A社が、申立期間において従業員数は4人であったと陳述しており、この要件は満たしていなかったものと考えられる。

しかし、厚生年金保険法は、申立期間当時も第7条において、適用事業所が適用事業所としての要件に該当しなくなったときは、その事業所について、いわゆる任意適用の事業所としての認可があったものとみなす旨規定されている。当該規定は、第6条に規定する適用事業所であった事業所が従業員数の減少により、同条に規定する適用要件を満たさなくなった場合であっても、ただちに適用事業所で無くすることは被保険者の保護上好ましくないことであり、また、任意適用の申請を行わせる手続を省略するために、それらの事業所については、強制適用事業所に該当しなくなった日に任意適用事業所の認可があったものとみなして、引き続き適用事業所とすることになっていると解されている。

当該規定を前提にすると、本件において全喪処理がなされているのは、事業主が、不必要な全喪届を届け出たことが原因であり、厚生年金保険法第7条の規定の趣旨、また、A社は適用事業所では無くなった昭和60年11月1日以降、申立期間も、事業活動を継続し、従業員も4人おり、しかも、少なくとも申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていることが明らかなことからみて、同社は、申立期間においても、引き続き適用事業所として継続する意志があったと認められ、任意適用の事業所として取り扱われるべきであったものと認められる。

このため、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であり、保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、A社は、申立期間において適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月までの期間、同年 8 月から平成 5 年 5 月までの期間及び同年 10 月から 13 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 8 月から平成 5 年 5 月まで
③ 平成 5 年 10 月から 13 年 10 月まで

私が大学在学中のころ、同居していた祖母が私の国民年金の任意加入手続をしてくれ、在学中の国民年金保険料は、祖母が納付してくれていたと思う（申立期間①）。

昭和 62 年 8 月に会社を退職した後、約 1 年間海外留学をしたが、留学中の加入手続及び保険料の納付は祖母がしてくれていたと思う。

昭和 63 年 10 月ごろに留学を終えて帰国してから厚生年金保険に加入するまでの間の保険料は、私が金融機関で納付を行ったが、むとんちゃくだったのでよく覚えていない（申立期間②）。

平成 5 年 9 月に会社を退職した後も、私自身が自宅、勤務先の近所又は外出先の A 県及び B 県の銀行又は郵便局等で、納付書によりその都度納付していたと思うが、具体的なことは覚えていない（申立期間③）。

なお、これまで、会社へ就職又は退職した際の厚生年金保険と国民年金との切替手続を自分でした記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していた祖母が申立人の国民年金加入手続を行い、昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月まで（申立期間①）及び同年 8 月から 63 年 9 月ごろまで（申立期間②の一部）の国民年金保険料を祖母が、同年 10 月ごろから平成 5 年 5 月まで（申立期間②の一部）及び同年 10 月から 13 年 10 月まで（申立期間③）の保険料を申立人が、それぞれ納付していたと

申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人の基礎年金番号は平成12年10月ごろに付番されていることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる。この時点で、申立期間①、②及び申立期間③のうち、一部期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない上、申立期間③の期間中で納付可能な期間の保険料のうち、同年3月以前の保険料については、過年度保険料となり、申立人の陳述と符合しない。

また、上述のとおり、申立人の基礎年金番号は平成12年10月ごろに付番され、その時点で20歳到達時にさかのぼって国民年金資格が記録されていることから、申立人は付番される前まで、厚生年金保険被保険者期間を含み国民年金の未加入期間であったことが推認されることから、同期間の保険料は、制度上、納付することはできない。

さらに、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②のうち、昭和63年9月ごろまでの保険料納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の祖母は既に死亡していることから、当該期間における国民年金への加入状況及び保険料の納付状況等は不明である上、申立人は、自身で申立期間②のうち、同年10月ごろから平成5年5月までの期間及び申立期間③の保険料を納付したと陳述するところ、当該期間の保険料について、金融機関で納付していたと陳述するのみで、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間、60 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 7 月

私は、結婚した昭和 51 年ごろ、前夫と一緒に国民年金に加入した。夫婦二人分の国民年金保険料は、私が納付書で金融機関において納付したか、口座振替の方法で未納無く納付していたように覚えている。申立期間①、②及び③が未納と記録されていることに納得できず、納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、夫婦二人分の国民年金保険料を未納期間無く一緒に納付しており、申立期間①、②及び③の保険料も同様に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人及びその前夫に係る市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録等には、それぞれ申立期間①、②及び③は、申立人及び前夫の夫婦二人共に未納と記録されているところ、申立期間①と②の間の 9 か月及び②と③の間の 9 か月は夫婦二人共に納付済みと記録されており、納付済みの期間をはさんで、約 2 年の間に申立期間①、②及び③の三度の期間の納付記録が夫婦二人一緒に誤って記録されたと考えるのは不自然である。

また、申立人の前夫に係る上述のオンライン記録には、昭和 62 年 9 月に過年度納付書が発行されていることが記録されており、同年 3 月以前の過年度納付が可能な期間に未納期間が有り、当該未納期間に係る保険料の

催告が行われたことが確認できる。

さらに、申立人から申立期間①、②及び③当時の保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見いだせなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月

私は、平成元年 1 月に A 市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続きを行い、厚生年金保険との切替手続き及び国民年金保険料の納付を、すべて私が妻の分と一緒に going しており、申立期間の保険料も私が自宅近くの金融機関に納付書を持参して、夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間について、私が一緒に夫婦二人分を納付した妻の保険料は納付済みなのに、私の保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金被保険者資格等の変更手続き及び国民年金保険料の納付を行っており、申立期間の保険料も当時、妻の保険料と一緒に金融機関で夫婦二人分を納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人の国民年金被保険者資格は、平成元年 5 月 26 日に喪失し、8 年 4 月 1 日に再取得するまでの間、未加入期間であったことが、申立人に係る A 市の国民年金被保険者検認台帳、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳の加入記録欄の記載から確認できる。国民年金の未加入者は、制度上、未加入期間の国民年金保険料は納付することができない。

また、申立人が一緒に申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の国民年金記録をみると、平成 2 年 4 月 4 日に元年 12 月 26 日付けで第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ、2 年 1 月 1 日付けで第 1 号被保険者から第 3 号被保険者へ種別変更手続きが行われたことが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立人の妻だけに申立期間の保険料の納

付書が発行されたことに不自然な点は見当たらない。

さらに、上述のとおり、申立期間に関する申立人とその妻の国民年金資格等の変更手続について同時に行われた事蹟^{じせき}は見当たらず、夫婦一緒に国民年金の手続を行ったとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私が会社を退職した昭和44年11月ごろ、妻がA市役所で国民健康保険の手続と同時に夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、同年同月から毎月自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

保険料を滞納したこと、さかのぼってまとめて納付したことは無く、毎月きっちり納付していたと思う。

申立期間の保険料は納付したはずなのに、未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和44年11月ごろに、A市役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、その妻が、自宅に来る集金人に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月ごろに、夫婦連番で払い出されていることから、申立期間の保険料は、現年度納付ができず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上述のとおり、申立期間の保険料は現年度納付できないことから、現年度保険料しか取り扱わない集金人に保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない上、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその妻も申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間に申立人が居住して

いたA市を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は、昭和44年11月ごろ、A市役所で国民健康保険の手続と同時に夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、同年同月から毎月自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

保険料を滞納したこと、さかのぼってまとめて納付したことは無く、毎月きっちり納付していたと思う。

申立期間の保険料は納付したはずなのに、未納と記録されており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろに、A市役所で申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行い、申立人が、自宅に来る集金人に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月ごろに、夫婦連番で払い出されていることから、申立期間の保険料は、現年度納付できず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上述のとおり、申立期間の保険料は現年度納付できないことから、現年度保険料しか取り扱わない集金人に保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない上、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその夫も申立期間の保険料は未納である。

さらに、申立人に係る氏名別読み検索及び申立期間に申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所が保管する手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から55年3月まで
私の国民年金は、結婚した昭和47年1月に、自営業をしていた夫が加入手続をしてくれ、保険料も夫が納付していた。夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和47年1月ごろに申立人の夫が国民年金の加入手続をし、以後の保険料も夫が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、昭和55年6月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点において、申立期間のうち、47年1月から52年12月までの保険料は時効により納付することはできず、53年1月から55年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立ては、現年度納付であったとのことから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、夫婦の納付記録をみると、昭和56年度から62年度までの保険料は夫婦共に前納されているが、55年度については、夫が前納であるにもかかわらず、申立人は3か月ごとの納付となっていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したのは56年度以降であったと推測される。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立人は直接関与しておらず、納付していたとする夫も既に亡くなっているため当時の具体的な状況は不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その痕跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの期間、平成 2 年 2 月から同年 9 月までの期間、3 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 4 年 11 月から 6 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで
② 平成 2 年 2 月から同年 9 月まで
③ 平成 3 年 4 月から同年 9 月まで
④ 平成 4 年 11 月から 6 年 8 月まで

私が国民年金への加入手続をしたのは、昭和 59 年 9 月の会社退職時であったと思う。その後の厚生年金保険の未加入期間についても、国民年金への加入手続を行った。保険料は、市役所窓口及び郵便局で納付した。

納付していた申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 9 月の会社退職時に国民年金に加入し、その後の厚生年金保険被保険者資格の喪失の期間についても、国民年金への加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の保険料は、市役所窓口及び郵便局で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後の被保険者の状況から、平成 7 年 7 月ごろであることが確認でき、この時点までは、申立期間①、②、③及び④は国民年金の未加入期間であったことから、申立人の陳述とは符合しない。

また、手帳記号番号払出時点で、申立期間①、②及び③並びに④のうち、

平成4年11月から5年5月までの保険料は時効により納付できず、申立期間④のうち、同年6月から6年8月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人は、国民年金加入手続についての具体的な記憶は無いとし、保険料納付についても、市役所及び郵便局で納付したと陳述するものの、いつの保険料であったかの記憶が無く、申立人の陳述からは、申立期間の保険料が納付されたことをうかがうことはできなかった。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳のほかには、年金手帳の交付を受けた記憶が無いと陳述している上、ほかの手帳記号番号による保険料納付の可能性について、社会保険事務所の手帳記号番号払出簿を調査し、氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 9 月まで

昭和 57 年 4 月に会社を退職した時から結婚までの空白期間の保険料を、納めておかないと将来年金がもらえなくなるので納めるように言われ、後日相当金額を持って市役所の 2 階で保険料を納めたことは鮮明に記憶している。当時の金額でも 20 万円から 30 万円と大金であり、大変な思いで仕方なく納めた。その時、領収書を受け取ったかは覚えておらず、当然手元にも無い。

その何年か後に、年金手帳を複数所持の方は持参するようにとの通知が届き、すぐに社会保険庁に持って行ったが、その時点でやや不信感があり、2 冊あった年金手帳を 1 冊にする処理も鉛筆で番号を記入しただけで、「これでいいのですか。」の質問に対しても大丈夫の一点張りで、今回の年金問題で社会問題視されなければ年金は受給できなかったと思っています。

申立期間の未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に会社を退職した時から結婚するまでの保険料を、市役所で一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、A 市の被保険者名簿に記載された資格の取得の原因日が昭和 61 年 11 月 17 日となっていることから、この時期に加入手続を行ったと推定される。この場合、申立期間のうち、57 年 4 月から 59 年 9 月までの保険料は時効により、制度上納付できない。

また、国民年金加入手続時点では、昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

の保険料は過年度納付が可能であったが、申立人が所持する納付書・領収証書を見ると、申立人は申立期間直後の 60 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 10 月 3 日に過年度納付していることが確認でき、この時点においては、申立期間のうち、60 年 8 月以前の保険料は時効の成立により、制度上、納付することができなくなっていた。なお、この過年度納付は郵便局で行われているのに対して、申立人は保険料を市役所で一括納付したと陳述しており、納付場所について陳述と異なるものの、申立人が一括納付した保険料はこの過年度納付であったと考えるのが相当である。付け加えると、申立人は 61 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 62 年 3 月 31 日に納付しており、この保険料納付は現年度納付のため市役所での納付が可能であることから、市役所での現年度納付と郵便局での過年度納付との記憶の混在が生じたと考えられる。

さらに、申立人には、昭和 47 年 5 月 1 日に払い出された別の国民年金手帳記号番号があるが、その手帳記号番号の特殊台帳を見ると、48 年 3 月 26 日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、新たに資格を取得した形跡は無く、この手帳記号番号で申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

昭和 58 年ごろ私が妊娠していた時に、国民健康保険と夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、私が A 市役所へ行った。保険料は、私が夫婦二人分を毎月市役所で納付していたが、その後銀行で納付する様になった。確定申告の時に国民健康保険と国民年金の領収書を一緒に添付して提出した。確定申告書控えは既に廃棄した。保険料は 4,000 円から 6,000 円ぐらいだったと思う。

申立期間の未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年ごろ A 市役所で、夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、毎月夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、夫婦二人分の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の夫の手帳記号番号は昭和 58 年 5 月 6 日に払い出されているものの、申立人の手帳記号番号は 61 年 5 月 8 日に払い出されていることが確認でき、58 年ごろに夫婦二人分の加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない上、申立人の手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、同年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は時効により制度上、納付できない。

また、申立人の夫の納付状況をみると、社会保険庁の記録から、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できるが、申立人は申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を現年度納付することはできず、毎月夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から 63 年 4 月までの夫婦二人分の保険料納付日を見ると、61 年 4 月及び 62 年 3 月以外は同一日であるが、申立人は 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料を同年 6 月 2 日に納付しているのに対して、夫は同年 4 月の保険料を同年 5 月 8 日に、同年 5 月の保険料を同年 6 月 2 日に納付していることから、夫婦一緒に夫婦二人分の保険料納付を始めたのは同年 6 月 2 日からと推測される。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで

20歳の時、父に勧められて国民年金に加入した。手続は父が行ってくれた。保険料は、父が自分の保険料と一緒に、女性の集金人に納付していた。手帳のようなものに集金スタンプを押していたかシールのようなものを貼っていたと記憶している。

なお、26歳の時に結婚してからは、口座振替で妻と夫婦二人分の保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳時に国民年金に加入し、申立期間の保険料は父が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、A市の被保険者名簿より、申立人は国民年金の加入手続を昭和50年11月6日に行っていることが分かり、20歳時に国民年金に加入したとの陳述と符合しない。また、加入手続時点において、申立期間のうち、47年12月以前の保険料は、時効の成立により、制度上納付できない。一方、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付しかできず、申立人の父の保険料と一緒に集金人に現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする父は既に死亡しているため、当時の具体的な納付状況が不明であるほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の

読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間及び42年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで
② 昭和42年3月から同年5月まで

昭和31年ごろ、前夫が病気にかかり、その後、別の大病も発病した。治らない病気のことを思い、将来の保障と考えて、国民年金の制度発足後すぐに加入した。当時の保険料は1か月100円だったのを覚えている。納付の際は、手帳に領収印を押してもらっていた。

前夫が病気だったため、勤めに出たが、勤めを辞めるたびに国民年金の手続を行っており、保険料を納めなかった月は1か月も無い。申立期間が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足後すぐに加入し、以後、厚生年金保険との切替も適切に行っており、1か月も欠かさず保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況を見ると、申立人は昭和45年5月1日に国民年金の強制適用被保険者となっている上、前後の国民年金手帳記号番号を払い出されている者の納付記録より、同年5月ごろに離婚後の「A」姓で手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる。したがって、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当

たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から48年6月まで
昭和42年10月から48年6月ごろの間に父親に勧められたことから、父親と私が区役所の出張所に出向き、国民年金の加入手続をした。
その後、A区B町に住んでいた昭和54年4月から57年7月までの間に、42年10月から48年6月までの保険料60万円ぐらいを父親が区役所の窓口でまとめて納付し、領収書を受け取った。
国民年金手帳及び領収書は火事で無くしてしまったが、申立期間の保険料は納付しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月から48年6月までの間の保険料60万円ぐらいを54年4月から57年7月までの間に、父親が区役所の窓口でまとめて特例納付し、領収書を受け取ったと陳述している。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和52年8月19日に任意加入として初めて被保険者資格を取得していることが社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳から確認できる。この場合は、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、任意加入は、制度上、さかのぼって加入することができないことから、申立人の加入手続は、昭和52年8月19日になされたものと推定できる。この点については、直前の任意加入者の資格取得日が申立人の1日前に当たる52年8月18日であることと整合しており、42年10月から48年6月までの間に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、特例納付が行われれば通常、特殊台帳に、納付した日付及び金

額等の事蹟^{じせき}が記録されるところ、申立人の特殊台帳には、特例納付をうかがわせる事蹟^{じせき}が見当たらない。

加えて、申立人は納付した保険料は 60 万円ぐらいだったと陳述しているところ、申立期間の特例納付による保険料は、27 万 6,000 円であり陳述内容とは大きく乖離^{かいり}する。

このほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年4月までの期間、52年4月から53年7月までの期間、平成8年10月及び同年11月並びに9年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年11月から49年4月まで
② 昭和52年4月から53年7月まで
③ 平成8年10月及び同年11月
④ 平成9年3月及び同年4月

私がA市B町又は同市C町に住んでいたころ、会社を退職して国民健康保険の加入手続のため市役所の出張所に行ったところ、国民年金にも加入するように説明を受けたことから、国民年金の窓口へ赴き加入手続を行い、保険料を納付した。

中年の男性に保険料として1万3,000円ぐらゐを納付し、薄い横長の領収書をもらった記憶がある。

私の国民年金保険料の納付が1か月も無いことは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市B町又は同市C町に住んでいるころ（昭和50年12月から平成10年9月まで）に市役所の出張所で国民年金に加入し、その場で保険料を納付したと陳述している。

そこで、申立人の資格記録をみると、社会保険庁が法定免除の処理手続を行った平成14年10月16日に、初めて申立期間を含む昭和44年12月までさかのぼって被保険者資格を取得していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この点については、同日に加入手続を行ったとするA市における申立人の国民健康保険加入記録が平成14年9月1日からとなっている状況と整合している。この場合、この手続がなされるまで

の間、行政側はすべての申立期間を未加入期間と認識しており、制度上、保険料を納付することはできない。

また、平成 14 年 10 月 16 日の上記処理時点においては、すべての申立期間は時効の成立により、既に保険料を納付できない期間となっている。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人の妻の納付記録をみると、申立人が 1 号被保険者の資格を取得した平成 8 年 10 月に、3 号被保険者から 1 号被保険者への種別変更を行い、同年 10 月 29 日に 1 か月の保険料を納付していることが確認できる。また、当時の保険料が月額 1 万 2,200 円であった状況を踏まえると、申立人の 1 万 3,000 円ぐらい納付したとする陳述は、この間の事情と錯誤している可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年11月から60年10月まで

会社を退職後、昭和59年11月ごろに市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。加入時に年金手帳の交付を受けたか、はっきり覚えていないが、国民年金保険料は定期的に納付したと記憶している。ねんきん特別便を見ると、申立期間が未加入期間と分かり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和59年11月に市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、定期的に保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金に係る資格取得日をみると、厚生年金保険の資格喪失日である昭和62年5月29日に、初めて強制加入により被保険者資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁双方の記録において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続時期をみると、昭和62年5月30日に任意の申し出による付加年金への申し出がなされていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、この日に加入手続を行ったものと推定できる。この場合、申立期間のうち、60年3月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、59年11月ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、

また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

将来のことを思い、国民年金に加入した。しばらくして「免除することが可能」という書類が来たので、免除の申し出をしたところ、申立期間が免除となった。その免除期間について、昭和 62 年の婚姻後、時期は定かではないが、社会保険事務所から突然、納付書が送られてきたので、夫名義の A 銀行 B 支店の預金から十数万円を引き出し、1 枚の納付書で十数万円の追納保険料を納付した。追納保険料を一括納付した後からは、定期的に国民年金保険料を納付したはずである。しかし、年金記録を確認すると、追納されていないと分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 62 年の婚姻後、時期は定かではないが、社会保険事務所から突然送られて来た納付書で、申立期間の免除に係る追納保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人の追納についてみると、申立期間の免除に係る保険料を追納するためには、制度上、申立人側から行政側に対し、追納の申し出を行う必要があるが、社会保険庁のオンライン記録上、当該申し出がなされた形跡は認められない。

また、婚姻後に社会保険事務所から申立期間に係る納付書が突然に送られて来たとする申立人の陳述は、被保険者の意志表示を端緒に行われる追納の仕組みとは符合しない。

さらに、昭和 62 年 5 月に婚姻後の申立人の納付記録をみると、平成 3 年度 1 年分の保険料である 10 万 8,000 円を、平成 4 年 3 月 4 日に一括して納付を行い、以降は、月々の保険料を定期的に現年度納付していること

が、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。この点については、時期は定かではないが、婚姻後に十数万円の保険料をまとめ払いし、以降の保険料は定期的に納めたとする申立人の陳述と符合しており、この間の事情と錯誤している可能性がうかがえる。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の免除に係る追納保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から48年12月まで

私が23歳であった昭和39年、A市役所から国民年金保険料の催告通知があり、同年3月に市役所から集金人が来訪し、今ならさかのぼって保険料を納付できると言われたので、加入手続をするとともに38年4月から39年3月までの1年分1,200円を母から借金して一括納付した。この時の領収書がたまたま残っていたので社会保険事務所に提出したが、これは無効だといわれた。

加入当初の一括納付の後は、その年度分の保険料をおおむね定期的に市役所及び銀行の窓口で納付していたと記憶している。最初に保険料を納付したころは現在とは別の年金番号であったが、現在の年金番号に統合されてから問題が発生したと思われる。前の年金番号で納付したはずの約10年間の記録はどうなったのか、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和39年3月に国民年金への加入手続を行い、昭和38年度の保険料を一括納付し、その後はそのつど定期的に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和50年10月17日に現行の手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、この払出時点では、申立期間のうち、48年6月以前の期間については、時効の成立により、制度上、既に保険料を納付することはできない期間になっているほか、39年ごろに加入手続したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、別の手帳記号番号による可能性を検証するため、申立期間当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人に対して昭和 37 年 7 月 26 日に現行のものとは別の手帳記号番号が払い出されていた形跡が認められるものの、当該払出簿には「取消」の押印が認められることから、いったん払い出されたものの当該手帳記号番号による保険料納付はなされないまま取消処理がなされたものと推定できる。

さらに、申立人が当該手帳記号番号によって、加入当初の昭和 38 年度 1 年分の保険料を一括納付した際に使用したとする国庫金納付書を見ると、保険料を納付した場合に押されるべき領収印が認められない上、納付書片、領収証書片及び領収済通知書片が一式残存しており、保険料納付に使用された形跡は認められない。

加えて、申立人は加入当初の 1 年分の一括納付を除いて、申立期間の保険料を納付書によって役所及び銀行等でおおむね定期的に現年度納付していたと陳述しているが、同市における現年度保険料の納付方式は昭和 49 年 3 月までは印紙検認方式であったことから、申立人の陳述は当時の納付の取扱いとは符合しない。

このほか、申立期間は 153 か月に及び、行政機関がこれほどの長期にわたって事務的過誤を繰り返すことは考え難い上、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成 2 年 3 月まで
平成元年ごろ、親に勧められ、当時学生だったが国民年金に加入した。手続は母親が区役所で行ってくれた。その時に、金額は覚えていないが、さかのぼった分の保険料をまとめて現金で支払ってくれて領収書をもらった。しかし、社会保険庁の記録では未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年ごろに任意加入し、母親がさかのぼった分の保険料を現金で一括納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、平成 2 年 4 月 1 日に初めて被保険者資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳、区の国民年金記録票及び社会保険庁のオンライン記録の各々の記録から確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、平成 4 年 7 月ごろであることが、前後の被保険者の手帳記号番号の払出日から推定できる。この場合、2 年 5 月以前の保険料は、時効の成立により、既に納付することができない期間になっている。

さらに、申立人の納付記録をみると、平成 2 年 6 月から 3 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが、社会保険庁のオンライン記録から確認でき、加入手続時点で納付可能な保険料を過年度納付したものと推定され、さかのぼった保険料を現金で一括納付してくれたとする陳述と符合することから、申立期間の過年度納付と錯誤している可能性も否定できない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、

社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 50 年 3 月まで

昭和 50 年ごろ、国民年金の保険料を納付していないと、皆が受ける時に自分だけもらえなくて寂しい思いをするからと近所の方に言われたので、A支所に行き国民年金の加入手続を行った。窓口の方が 20 歳からの保険料を納めて下さいと 1 枚の納付書を渡され、これで納めてきて下さいと言われたので、庁舎内にある B 銀行で 10 万円から 15 万円ぐらいの金額を一括で納めた。領収書を窓口へ持っていくと年金手帳を渡された。子供が小さい時で、仕事も少なく苦勞して保険料を納めたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろに A 支所で国民年金の加入手続を行い、20 歳にさかのぼった保険料として 10 万円から 15 万円ぐらいを一括して、支所内の銀行で納めたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和 51 年 3 月 25 日であることが、市の被保険者名簿から確認できる。この場合、手続時点においては、申立期間の大半の期間は時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっているとともに、当時は、特例納付が可能な時期に当たっていない。

また、特例納付は無年金者の救済措置として設けられた制度であり、加入手続時点で満 32 歳であった申立人は、加入後から 60 歳に達するまでの期間で 25 年の受給資格期間は充足可能であり、市における特例納付の勸奨対象者では無かったものと推定できる。

さらに、周辺の出張所を統合して A 支所が開設されたのは平成 4 年であ

り、当時の出張所内には金融機関は無かったと市は回答しており、加入手続をA支所で行い、支所内にある銀行で納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から49年12月まで

私は、昭和49年12月に社会保険事務局から「20歳の誕生日(昭和43年*月)から今までの未納金を全額一括して納付すれば、20歳から継続して保険料を納付していることにできる。」との連絡を受け、50年1月にそれまでの未納保険料と月々の保険料を合わせて納付したはずなのに、申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月に社会保険事務局から連絡を受け、50年1月にそれまで未納であった20歳までの保険料と月々の保険料を合わせて納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年6月ごろに加入手続が行われたものと推定される上、申立人の社会保険庁の納付記録をみると、加入手続時点において、時効にかかわらず納付が可能であった申立期間直後の50年1月から52年3月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立人が納付したとする未納保険料は、当該期間の保険料であったものとみるのが自然である。したがって、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料をさかのぼって納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、保険料を一括して納付したとする金額等の記憶が明確で無いほか、20歳までさかのぼって納付したとする根拠として、年金手帳に「初めて被保険者となった日」として昭和43年*月*日と記載されているので、そこまで保険料を納付しているものと思ったと陳述している以外に、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 3 年 7 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から平成 3 年 7 月まで
② 平成 3 年 9 月

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職する際、会社の総務担当者から国民年金に切り替えるように説明を受けたので、退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、私がほぼ毎月保険料を納付してきた。また、区役所で保険料を納付できなかった時は、社会保険事務所で納付したこともあり、父母に納付してもらったこともある。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 58 年 3 月に会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況等から、約 10 年後の平成 5 年 9 月ごろに国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間①の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間①は 8 年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①当時にほぼ毎月納付していたとする保

保険料額を1万円から1万5,000円ぐらいとしているところ、当該期間の国民年金保険料額は、5,830円から9,000円までとされていることから実態と符合しない上、申立人が記憶する保険料額は、申立人が現年度保険料の納付を開始したとみられる平成5年以降の保険料額とおおむね一致している。

申立期間②について、申立人に係る社会保険庁の納付記録をみると、申立人の加入手続きが行われたとみられる平成5年9月から7年3月までの期間内において、申立期間①直後の3年8月から5年3月までの保険料を、ほぼ毎月、時効が完成する直前に過年度納付しているが、そのうち、申立期間②である3年9月の保険料については、時効完成後の5年11月に納付したことにより、納付済期間として認められず、翌月の3年10月の保険料に充当されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から49年12月まで
昭和48年中に、区役所から来たという30歳代ぐらいの男性に、「サラリーマンの奥さんでも年金に加入しませんか。」と勧誘され、その時に国民年金に加入した。

加入後、集金人として毎月来ていた同じ男性から、20歳までの分をさかのぼって納付することを勧められたので、昭和48年10月又は同年11月ごろに、その集金人に1万数千円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、同年10月又は同年11月ごろに集金人に一括して納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月13日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、48年12月以前の国民年金保険料は、制度上納付することができず、49年1月から同年12月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人主張の昭和48年当時は特例納付実施期間に当たっておらず、申立期間の国民年金保険料は特例納付することもできない。

さらに、仮に、第2回特例納付制度が始まった昭和49年1月初めに、申立期間のうち、同年3月以前の国民年金保険料について特例納付等を利用して納付したとしても、その場合の保険料額は3万6,900円となり、申立人陳述の金額とは一致しない。

加えて、特殊台帳を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料について、過年度納付していることが確認できるところ、その保険料額は 1 万 6,500 円になることから、申立人が 1 万数千円を納付したとしているのは、この時の納付の記憶である可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から平成元年 2 月まで
20 歳になった昭和 60 年 5 月ごろに、父が、私の国民年金の加入手続をしてきていたと思う。また、年金手帳についても父が管理しており、時期は覚えていないが、金庫の中に 1 冊入っていたのを見た記憶がある。
当時、自営業をしていた父は、私に、「代わりに保険料を納付しておいてやる。」と言っており、保険料の納付手続、方法及び納付金額等についてはよく分からないが、父が確かに私に代わって納付してくれたはずであり、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月ごろに、父が国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料についても納付してくれていたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の年金加入記録をみると、申立人は、平成元年 3 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、その後、3 年 4 月 1 日に同資格を喪失、同日に A 共済組合の組合員資格を取得しているが、国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入及び国民年金保険料納付には直接関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする申立人の父は既に他界しているため、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかつた。

った。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 52 年 3 月まで

国民年金の加入については、私が 20 歳になった時に、既に国民年金に加入していた母が手続してくれたはずである。

当初の保険料については、母が母子二人分の保険料を集金人に納付しており、いつの時期かは覚えていないが、集金人に納付できなくなることを母が聞いてからは、自宅に送られてきた納付書を持って、郵便局で納付してくれていたはずである。

また、結婚後の保険料の納付については、転居先の A 市で妻が夫婦二人分を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった時に、母が国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの間の国民年金保険料についても、母が集金人及び郵便局で納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の転居先である A 市において昭和 52 年 8 月 18 日に、夫婦共に同日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、43 年 5 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、50 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない上、納付を担っていた申立人の母は、後でまとめて納付した記憶は無いとも陳述している。

また、申立人と同一日に国民年金手帳記号番号が払い出されている申立

人の妻の国民年金保険料納付記録をみても、納付が確認できるのは、申立人と同じ昭和 52 年 4 月以降である上、A 市保存の国民年金被保険者記録をみても、申立人が申立期間の保険料を納付した事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立期間は 107 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から62年12月まで

私は、店舗開業を目指して、昭和50年12月に叔父が経営する会社を退職した。その際、会社の担当者から国民年金の加入義務について説明を受けるとともに、両親からも加入を勧められたので、翌年の51年1月ごろ、同居していた母がA市役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行った。当時、私はA市の自宅からB市C区にあった店舗まで通勤しており、自ら保険料を納付することができないことから、保険料についても、母がA市役所の窓口で毎月、現金で納付してくれていた。母が保険料を納付してきた時には、領収書らしき紙片を私に見せ、納付してきた旨の会話を交わした記憶がある。

その後、父が死亡したので、A市の自宅を売却し、私はB市D区へ、母と私の子供はE市へ転居した。その後、母は何回かの転居を経て、死亡したため、当時の領収証書を提示できないのは残念であるが、国民年金保険料を納付したことに偽りは無い。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌月の昭和51年1月ごろ、申立人の母親がA市役所に出向いて申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についても、母親が同市役所の窓口において、毎月、現金で納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、B市D区において、昭和63年3月ごろに払い出されていることが手帳記号番号前後の被保険者の状況等により推定できる。これについて申立人は、税関係の手続のためにD区役所へ行った際、申立人自身が国民健康保険と併せて国民年金

の加入手続を行ったものであると陳述しているほか、申立人の父親が亡くなった後、59年4月ごろに、申立人はD区へ、申立人の母親はE市へ、それぞれA市から転出していることから、この手帳記号番号によっては、母親が申立期間の保険料をA市役所の窓口で納付することは困難であったものと考えられる上、加入手続時点において、申立期間のうち、A市在住時の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立てどおり、申立期間の保険料をA市役所の窓口で、毎月、保険料を納付するためには、A市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同市を管轄するF社会保険事務所において、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、A市における国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は12年以上におよび、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 32 万円となっていることが分かった。しかし、保管している 9 か月分の給与支払明細書で総支給額を確認したところ、申立期間のうち、平成 17 年 7 月は 31 万 5,436 円だが、それ以外の確認できる月においては、最低でも 51 万 5,766 円、最高は 151 万 2,416 円である。給与の総支給額に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、給与の総支給額に見合った額に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は、「申立人の標準報酬月額は、当社の事務的過誤により、基本給だけを基に算定して社会保険事務所に届け出ており、申立期間に申立人の給与から控除していたのは、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額である。」としている。

また、申立人から提出された申立期間当時の給与支払明細書を見ると、各月の給与の総支給額は、申立てどおり社会保険事務所に記録されている標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できるが、同明細書に記録された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、申立人も、「申立期間の給与から控除されていた厚生年金保険料額は、給与支払明細書どおりであった。」としている。

これらのことから、申立期間において、A社では、申立人に支払った給与の

総支給額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ていたと推認されるが、厚生年金保険料については、届け出た標準報酬月額から算出した額を給与から控除していたと認められる。このため、仮に、申立人が申立てどおりの給与を同社から支給されていたとしても、その支給額に相当する厚生年金保険料をそれぞれの給与から控除されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月ごろから 45 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間は、A 県から B 県に出てきて、C 社に勤務した。同社は、D 社の下請けで、E 業務などに従事した。同社の敷地内に住み込みで 1 年ほど働いたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に C 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C 社 は平成 9 年に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、経理担当者の連絡先も不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人は、同僚の名前をほとんど記憶していないため、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る従業員 21 人を抽出し、住所が判明した 7 人に照会し、6 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、C 社における業務内容について、「月給制の D 職だったが、明日どこの現場に行くか分からない不安定な仕事だった。」と陳述しているところ、前述の従業員のうち複数の者は、「申立期間当時、地方から出てくる労働者は何百人もいた。そのような労働者及び季節労働者を社会保険に加入させることは無かった。」と陳述している。

加えて、複数の元従業員が、申立期間当時、C 社には、何百人もの労働者が

いたとしているところ、前述の被保険者名簿において、同社が厚生年金保険適用事業所となった昭和42年7月1日から申立期間を含む3年間に被保険者資格を取得している者は65人であり、同社では、労働者の大半を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「健康保険証は有ったと思う。」としているが、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、ほかに不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月ごろから26年3月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、A社の事業主、上司及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 63 年 7 月 31 日まで勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、資格喪失日が同年 7 月 31 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 7 月 31 日までA社（現在は、B社。）に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社提出の人事記録では、申立人の同社における退職日は昭和 63 年 7 月 30 日であることが確認できる。

また、雇用保険の記録では、申立人は昭和 63 年 7 月 30 日に離職していることが確認できるほか、厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知においても、申立人のC厚生年金基金の加入記録は、57 年 3 月 11 日に資格を取得、63 年 7 月 31 日に資格を喪失となっており、いずれも社会保険庁の被保険者記録と一致している。

さらに、B社からは、「厚生年金保険料の控除方式は翌月控除であり、申立人の昭和 63 年 7 月分の給与からは、同年 6 月の厚生年金保険料しか控除しておらず、同年 7 月の保険料は控除していない。」旨の陳述が得られた。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから35年ごろまで

私は、昭和30年ごろから社長が病気となり倒産する35年ごろまでの5年間、A事業のB社に正社員のC職として勤務していた。入社当初は社長夫婦と私の3名であったが、会社がD市E区からD市F区を経て同市G区に移り、そのころには従業員が2名増員されたので、同社は5名以上の規模になり社会保険に加入したと思う。また、同社に勤務期間中の25歳（昭和31年）の時に、病気でH病院に入院して健康保険証を使用した記憶があるのに、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地、業務内容を具体的に記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人が勤務していたとするB社は、D市F区及びG区において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、B社の事業主の所在は不明であるほか、申立人は同僚を記憶していない上、上記のとおり、申立事業所は適用事業所としての記録が無いことから、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同僚を抽出調査することもできないため、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 17 日ごろから 48 年 8 月 10 日

私は、これまで、A事業関係の事業所に勤務してきたが、昭和 46 年 2 月 17 日から 48 年 8 月 10 日まで勤務していたB社の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同社は従業員数の少ない小さな会社であったので、関連会社で組合を作り、そこで社会保険の事務処理をしていたように思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地及び仕事内容を具体的に記憶していることや、申立人が名前を挙げた事業所の回答内容から判断すると、申立期間当時、申立人は同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、B社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、類似名称の適用事業所も確認できない。

一方、申立人は、A事業関連の4事業所で組合を作り、当該組合が各事業所の従業員に対する社会保険事務手続を行っていたと申し立てしているところ、申立人主張の組合とみられるC事業協同組合という事業協同組合が確認できたが、同事業協同組合からは、「組合員である事業所の従業員に対する社会保険の届出等に関する事務手続は、当時から行っていない。」旨回答が得られたほか、関係する複数の事業所からも、「A事業関連の事業所が集まった当該組合では社会保険の事務手続は行っておらず、各事業所単位で行っていた。」旨回答が得られた。

また、B社に係る商業登記簿の役員欄から、所在が判明した複数の役員に申立期間当時の事情について照会を行ったが、いずれも回答が得られなかったため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入状況及び保険料控除等について確認することができなかった。

なお、社会保険庁の被保険者記録において、上記複数の役員についての年金加入記録を確認したが、申立期間中における厚生年金保険の加入記録は見当たらず、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 5188 (事案 2792 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
平成 21 年 8 月 6 日、当時の事業主である A 氏宅を訪問し確認したところ、「脱退手当金は申立人ではなく、B 氏に手渡した。」と発言しており、私は受け取っていない。以上の理由から再申立てを行うので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、資格喪失日が申立人の前後 2 年の者であって、脱退手当金受給資格のある者の支給状況を確認したところ、申立人を含む 4 名全員に支給記録があること、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと及び申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまではいえないとする通知が行われている。

申立人は脱退手当金を受給していないことを示す新たな事情として、申立期間当時の事業主が脱退手当金を B 氏に手渡した旨を発言したと主張しているところ、事業主は同発言内容を認めておらず、B 氏は既に死亡していることから事実を確認することができないことなどを踏まえると、申立人が挙げた再申立て理由では当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には該当せず、その他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた昭和 29 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 21 日までについて、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

A 社は、会社移転のために退職したが、同社から脱退手当金の説明は受けていない。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 7 月 20 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性 27 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 22 人に支給記録が確認でき、うち 18 人が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定がなされている上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から同年 8 月 9 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和 33 年 2 月から 35 年 9 月まで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、人事記録及び賃金台帳等の資料は保存していないので詳細は不明である。」と陳述しており、申立人の申立期間における保険料控除の状況は確認できない。

また、現事業主は、「申立期間当時、入社してから半年間程度の試用期間があった。この期間は厚生年金保険に加入させていなかったため、保険料も控除していなかった。」と陳述しており、申立人と同時期に入社したとしている同僚の1人も、「入社当初の数か月間は試用期間だったので、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述しているところ、申立人と同時期に入社したとみられる3人の同僚は、自身が記憶する入社時期から4か月後に、申立人と同一日で、厚生年金保険に加入していることが社会保険事務所の厚生年金保険手帳記号番号払出簿で確認できることから、A社では、申立期間当時、採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで

私は、大学在学中の冬休み等にA事業のB社C支店でアルバイトとして勤務し、昭和 33 年 3 月 23 日に卒業した後、本採用となった。会社からは、アルバイトとして勤務していた時に、常勤の社員と同様に登録しておくと言われたのを覚えており、保険料も給与から引かれていた記憶がある。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、勤務形態及び勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時においてB社C支店で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「卒業後、本採用となるまでは、アルバイトとして勤務した。会社からは常勤の社員と同様に登録しておくと言われ、給与から厚生年金保険料も引かれていたと思う。」と申し立てているが、申立期間のうち、申立人が大学を卒業するまでの期間は、冬休み等の授業の無い時期に勤務した期間であり、厚生年金保険の適用除外（2月以内の期間を定めて使用される者等）に該当する。

また、社会保険庁の記録では、B社C支店において、昭和 33 年 10 月 1 日に資格を取得している者は申立人を含め 9 人であることが確認できるところ、同僚の 1 人は、「資格取得日が同じになっているが、9 人全員が同じ日に入社した訳ではない。B社C支店が昭和 33 年 10 月 1 日にE社（適用事業所の名称変更日は昭和 33 年 10 月 24 日。）として、B社のD本社から分社独立した機会に、それまで年金に未加入であった者を加入させたのだと思う。」旨陳述しているほか、社会保険事務所の保管するB社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、同社は入社日ごとに厚生年金保険への加入手続を行わず、一定期間に入社した者を特定日にまとめて加入させていたことがうかがえる。なお、同名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある別の同僚は、「大学を卒

業し、入社後、かなり経ってから健康保険被保険者証をもらった。当時、ずいぶん遅くなってから手続するものだと思ったのを覚えている。」旨陳述している。

加えて、申立期間当時のB社C支店の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時、同社で経理事務をしていた者も連絡先が不明で、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年から 27 年まで
② 昭和 27 年
③ 昭和 27 年から 28 年 11 月まで
④ 昭和 27 年から 28 年まで
⑤ 昭和 30 年 4 月から 32 年まで
⑥ 昭和 32 年から 34 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社のB事業所(申立期間①)、C事業所(同②)、D事業所(同③)、E事業所(同④)、F事業所(同⑤)及びG事業所(同⑥)に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれA社の事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子供が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、社会保険庁の記録では、申立人が勤務していたとするA社のB事業所(申立期間①)、C事業所(同②)、D事業所(同③)及びF事業所(同⑤)は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、これらの出張所を管轄しているA社H支店は、「B事業所、C事業所、D事業所及びF事業所は、厚生年金保険の適用事業所として届け出ておらず、これらの事業所の従業員は厚生年金保険に加入していなかったはずである。」と陳述している。

さらに、申立人は既に亡くなっている上、申立期間当時の同僚は不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

申立期間④について、A社E事業所を管轄しているA社H支店は、「当社の保管するE事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳に申立人の名前は見当たらない。厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することは無い。」

と陳述している。

また、社会保険事務所が保管しているA社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立期間④にA社E事業所で厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、所在の判明した4人に事情照会したが、そのうち回答のあった3人は、「申立人を記憶していない。」と陳述しており、これらの者からは申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間⑥について、複数の同僚の陳述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社G事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、既に適用事業所では無くなっている上、管轄していたA社本社においても申立期間当時の従業員に係る資料は保存されていないことから、保険料控除等について確認することはできなかった。

また、当該事業所で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したところ、申立人が同事業所に勤務していたことは記憶していたものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明であるとしており、これらの者から保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人と一緒に勤務していたとしている申立人の次男及び五男については当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる一方、申立人の三男については厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、また、同僚の一人は、「A社事業所G事業所には非常に多くの者が勤務し、いろいろな雇用形態があった。」と陳述していることから、当該事業所は申立期間において必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年から62年まで

私は、昭和60年から62年までA社（現在は、B社。）C事業所でD職として勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和60年10月20日から62年8月11日までA社C事業所において勤務していたことが確認できる。

しかし、B社C事業所は、「当社が保管する社会保険加入者記録には申立人の記録は見当たらず、また、申立期間当時、厚生年金保険に加入させずに雇用保険のみ加入させることもあった。」と陳述しているほか、「社会保険加入者記録以外には申立期間当時の資料を保存していない。厚生年金保険に加入していない者から厚生年金保険料を控除するようなことはしていないはずである。」とも陳述している。

さらに、当時の事情に詳しい上司は既に亡くなっている上、同僚調査においても申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について、照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、A社B支店での資格取得日が昭和 32 年 8 月 1 日であって、31 年 10 月に厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答をもらった。38 年分の源泉徴収票には、31 年 9 月 16 日臨時入社の記事が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に臨時職として勤務していたことは、同社の社員名簿、源泉徴収票及び雇用保険の記録により確認できる。

しかし、A社が保管していた厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の資格取得日には、昭和 32 年 8 月 1 日と記載されていることが確認でき、同社は、「当時の資料は一部しか残っていないが、社会保険事務所の記録と同じ届出を行っており、保険料の控除は行っていないと思われる。」と回答している。

また、申立人と同じ昭和 32 年 8 月 1 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に文書照会したところ、8名から回答があり、全員が「昭和 31 年 10 月 1 日以前からの勤務である。」と陳述していることから、同社では、当時、入社と同時に厚生年金保険に加入しない臨時職の期間があったことが推認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
私は、平成 7 年 11 月から 12 年 9 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁には 11 年 6 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までに係る厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚 2 名の証言から、申立人は申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の A 社における雇用保険の記録では、平成 11 年 5 月 31 日に同社を離職しており、社会保険庁の記録と一致している。また、申立人は、同年 6 月 10 日から同年 12 月 6 日まで 180 日間の雇用保険の基本手当を受給していることも確認できる。

さらに、申立人は、平成 11 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同日に健康保険の任意継続被保険者の資格を取得し、同資格を 12 年 10 月 11 日に喪失していることが、全国健康保険協会の記録から確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、申立期間に国民年金の第 1 号被保険者期間となっており、平成 12 年 3 月から同年 9 月までについては、同年 4 月に保険料の免除申請手続きを行い、全額免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月30日から39年10月ごろまで
② 昭和40年11月ごろから43年8月ごろまで
③ 昭和44年3月ごろから48年10月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A社に勤務し、申立期間②については、B社に勤務し、申立期間③については、C社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立人は、A社の同僚2名の氏名を記憶していたが、いずれも連絡先は不明であり、事業主の氏名も記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②後の昭和45年10月1日であり、申立期間②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、昭和 36 年 7 月 30 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同日以降の申立期間②において国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、B社は、昭和 49 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、当時の事業主等については、所在が不明であることから、これらの者から申立期間②における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③については、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③後の昭和 57 年 11 月 2 日であり、申立期間③当時、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月を除いて、国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できる。

さらに、C社は、「当時の資料が無いため確認できないが、当時、弊社は、厚生年金保険に未加入であった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 39 年 10 月 31 日から 40 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社及びB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、上司であった同僚1名の証言から、時期は明確でないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録においてA社は、昭和39年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は昭和49年10月1日に解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の義兄である事業主は、申立期間①を含む昭和36年7月1日から39年8月31日までについて、同事業主が代表を務めていた別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、同僚の証言から、時期は明確でないものの、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録においてB社は、昭和40年11月1日に厚生

年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は平成6年9月1日に解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人のB社における雇用保険の被保険者期間は、申立期間②後の昭和42年3月26日から同年12月30日までとなっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。